

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2018年8月16日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大崎 能正
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二 連絡場所 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【電話番号】	03-6731-4721
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	明治安田DCトピックスプラス
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

明治安田DCトピックスプラス（以下「当ファンド」ということがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）

当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

上限 5,000億円とします。

上記金額には、申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額 とします。

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

（５）【申込手数料】

かかりません。

自動継続投資契約に基づき、収益分配金を再投資する場合も、手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

1円以上1円単位

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、該当運営管理機関の取決めにしたがいま

す。

(7) 【申込期間】

2018年8月17日から2019年2月15日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社については、下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

(9) 【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

なお、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受付けた販売会社とします。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

申込みの方法

当ファンドの申込みを行う投資者は、販売会社の定めた営業時間内に販売会社所定の方法で申込みを行うものとします。

お申込みをされる方は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」 にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。

販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

取得申込者の制限について

申込みを行う投資者は、原則として確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて取得申込を行う資産管理機関および国民年金基金連合会（以下「連合会」といいます。）等に限るものとします。ただし、ファンドの設定・維持のため委託会社またはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合はこの限りではありません。

申込証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

毎年11月16日（休業日の場合は翌営業日）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

明治安田DCトピックスプラスは、信託財産の長期的な成長を目指して「日本株式エンハンストインデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
債券			ファミリーファンド
一般	年6回 (隔月)	欧州	
公債		アジア	
社債	年12回 (毎月)	オセアニア	
その他債券			
クレジット属性 ()	日々	中南米	
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分表（網掛け表示部分）の定義 >

その他資産（投資信託証券（株式 一般））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

信託金の限度額： 上限5,000億円

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

ベンチマークを東証株価指数（TOPIX）として運用を行います。

ベンチマークとの乖離を一定限度内に抑制しつつ、中長期的に安定した超過リターンの獲得を目指して運用を行います。

1. TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下（株）東京証券取引所という。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有する。
2. （株）東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
3. （株）東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではない。
4. （株）東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また（株）東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
5. 本ファンドは、TOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用するものではなく、本ファンドの基準価額とTOPIXの指数値が著しく乖離することがある。
6. 本ファンドは、（株）東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではない。
7. （株）東京証券取引所は、本件ファンドの購入者又は公衆に対し、本件ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持たない。
8. （株）東京証券取引所は、当社又は本ファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではない。
9. 以上の項目に限らず、（株）東京証券取引所は本ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

独自の株式魅力度ランキング等、エンハンストインデックス運用 1 に適したクオンツ手法 2（株式ランキングモデル）を用いて、ポートフォリオを構築します。

- 1 エンハンストインデックス運用のエンハンストとは、魅力や能力などが「高められた」「強化された」という意味です。当ファンドの運用手法が、クオンツ手法によってベンチマークと相対的に高い連動性を保ちながら、これに加えてベンチマークを上回る収益の獲得を目指すアクティブ運用の魅力も備わっているものである、ということを示しております。
- 2 クオンツ手法とは、マーケットや個別銘柄の価格変動に影響を与える要素（ファクターといえます。）を分解・解析した上で数値化し、計量分析によってポートフォリオ（ファンドの組入銘柄群）を構築する手法です。運用にあたっては、その結果に忠実に従って運用します。

（２）【ファンドの沿革】

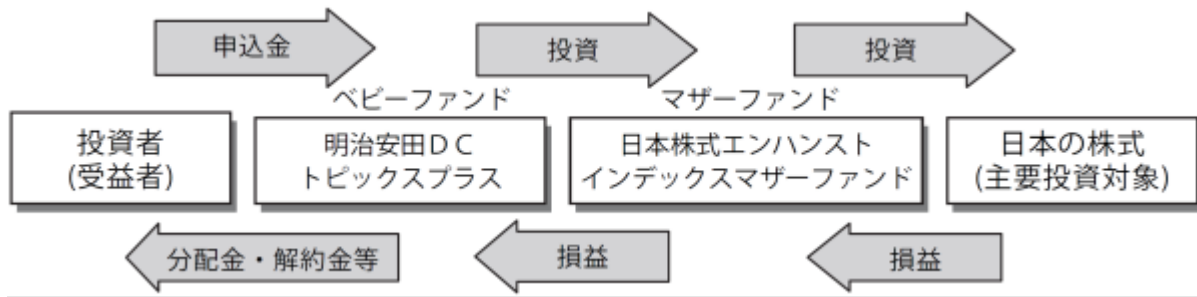
2006年2月8日	信託契約締結、信託財産の設定、運用開始
2007年10月1日	投資対象である日本株式エンハンストインデックスマザーファンドについて投資顧問会社のDSI インターナショナル マネジメント インクとの投資一任契約を解除
2010年10月1日	ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継 「DC安田トピックスプラス」から「明治安田DCトピックスプラス」へファンド名変更

当ファンドのマザーファンドである「日本株式エンハンストインデックスマザーファンド」については、2005年11月25日に信託契約が委託会社と受託会社の間で締結されています。

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

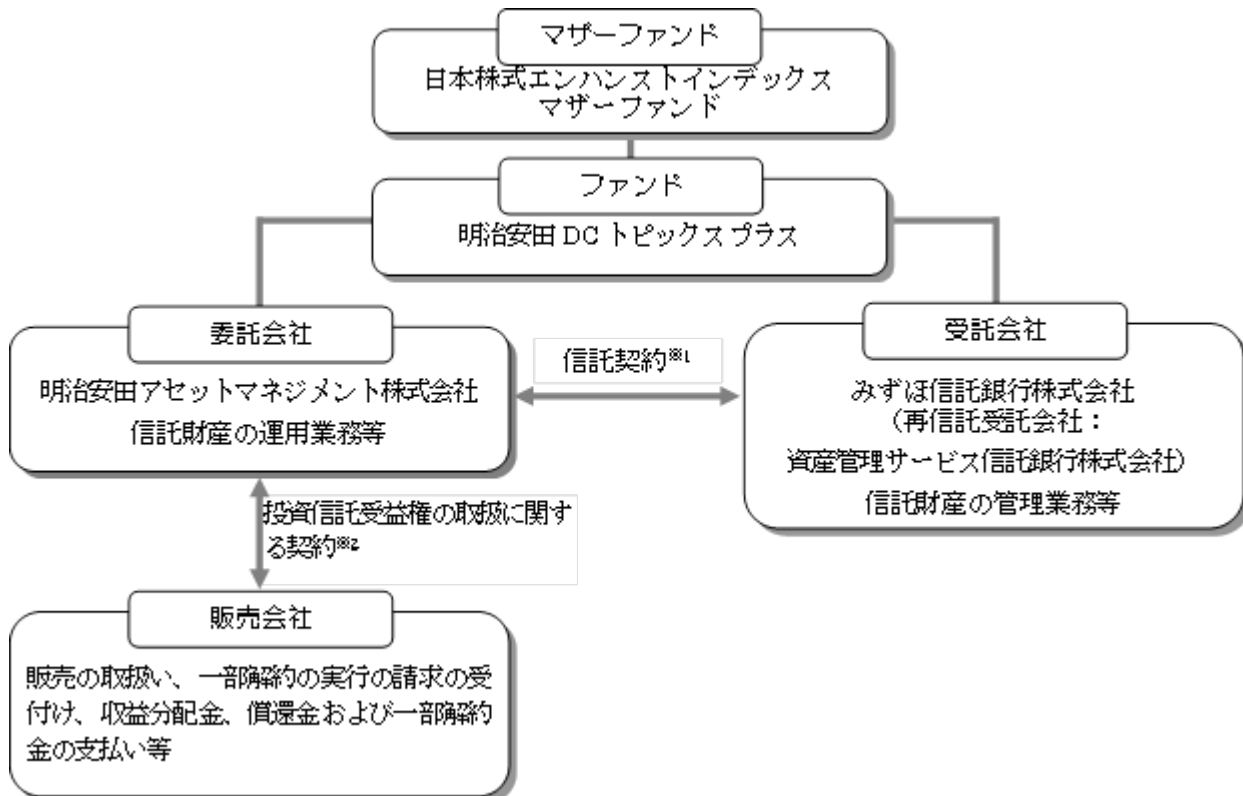
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）：みずほ信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務等を行います。
（受託者は信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社
募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において、「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において、「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在）10億円
2. 委託会社の沿革

- 1986年11月： コスモ投信株式会社設立
 1998年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
 2000年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
 2000年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
 2009年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更
 2010年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 60323 フランクフルト・アム・マイン, ボッケンハイマー・ラントシュトラッセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、我が国の株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

1. 投資対象

我が国の株式を主要投資対象とする「日本株式エンハンスインデックスマザーファンド」の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、当該株式に直接投資する場合があります。

2. 投資態度

- a. 主としてマザーファンド受益証券に投資し、ベンチマークとの乖離を一定限度内に抑制しつつ、中長期的に安定した超過リターンの獲得を目指して運用を行います。
- b. ベンチマークをTOPIX（東証株価指数）として運用を行います。
- c. マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等によっては、適宜変更を行う場合があります。
- d. ファンドの設定時、資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なることがあります。

マザーファンドの投資方針

基本方針

この投資信託は、我が国の株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

1. 投資対象

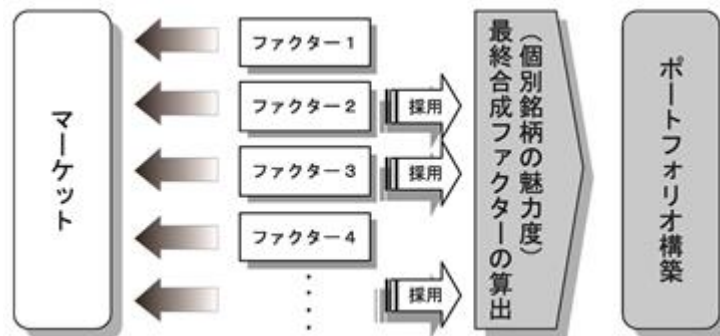
我が国の株式を主要投資対象とします。

2. 投資態度

- a. 我が国の株式を主要投資対象とし、ベンチマークのTOPIXに対して、アクティブリスクを絞りつつ、中長期的に安定した超過リターンの獲得を目指して運用を行います。
- b. エンハンスインデックス手法である株式ランキングモデルによって、ポートフォリオ構築します。
- c. ファンドの設定時、資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。

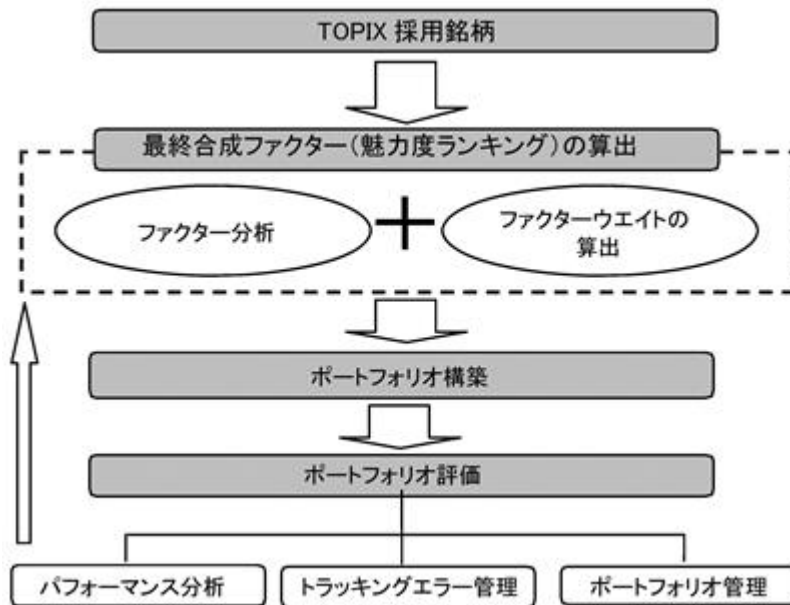
3. 運用プロセス

TOPIX採用銘柄を対象とした株式魅力度ランキング等のクオンツ手法を用いて、ポートフォリオを構築します。



投資対象および投資制限は、原則として「明治安田DCトピックスプラス」と実質的に同様です。

4. 運用手法



- a. 次の2つの過程により最終合成ファクター（個別銘柄の魅力度ランキング）を算出し、ポートフォリオを構築します。
 - (a) モデルが採用するファクターに対し、TOPIXに採用されている銘柄のファクター値を作成します。
 - (b) ファクター間の組合せウエイトを統計学的手法によって算出し、最終合成ファクターを作成します。
- b. 各ファクター値の更新、およびウエイトの見直しを原則月に一回行い、マーケット環境に適合した運用を行います。
- c. 個別銘柄ならびに各セクターのウエイトは、TOPIXのウエイトから大きく逸脱させることのないように管理し、トラッキングエラーの発生を低位に抑制します。

運用手法等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定める取引に限りません。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1. から11. の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前21. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものおよび14. で記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13. および14. （投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

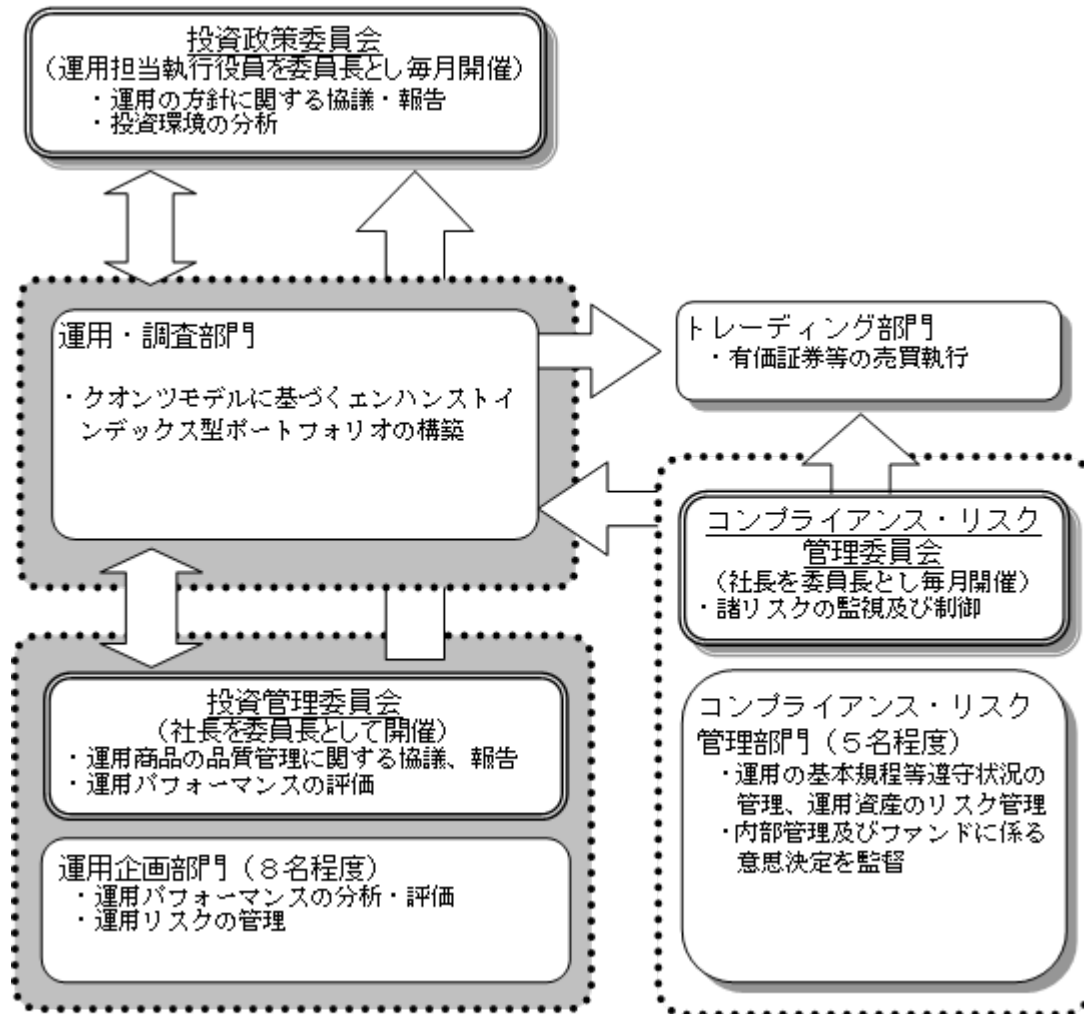
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。また、委託会社のホームページ (<http://www.myam.co.jp/>) の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

年１回（毎年11月16日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の再投資

収益分配金は、原則として自動的に再投資されます。委託会社は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者と別に定める契約に基づき受益者に遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売却を行います。なお、販売会社による自己設定に係る収益分配金は、再投資は行われずに販売会社に支払われます。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

株式への投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
2. 前1.の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の株式等への投資制限

1. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超える投資の指図をしません。
2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超える投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることが出来ます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることが出来るものとします。
2. 前1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出により取得する株券
 - e. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前4.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをい

います。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は、行いません。

法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

< 同一株式の投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

< 投資運用業に関する禁止行為 >

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

明治安田DCトピックスプラスは、直接あるいはマザーファンドを通じて、国内の株式等、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

値動きの主な要因

1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

2. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

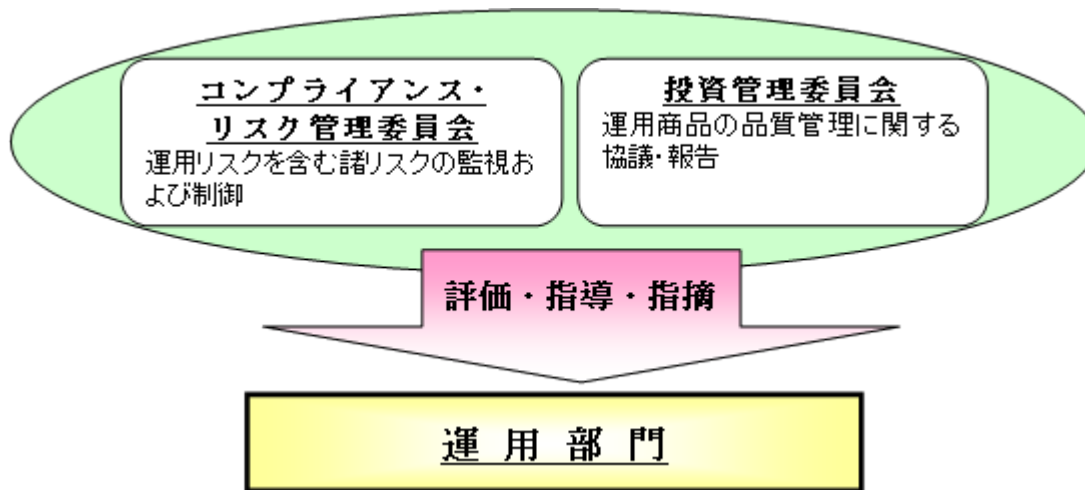
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（２）リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(3) 参考情報

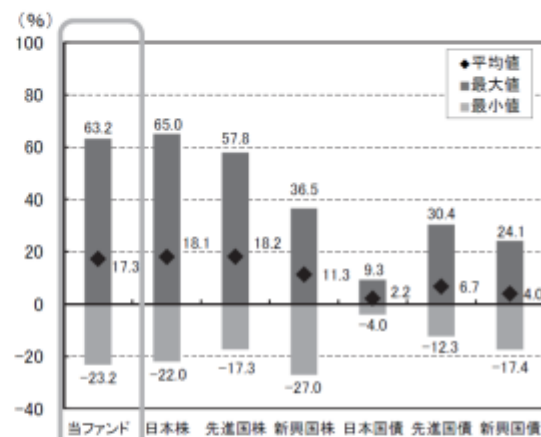
当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2013年7月～2018年6月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村證券株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

< 代表的な資産クラスの指数について >

東証株価指数（TOPIX）は、東京証券取引所 市場第一部（以下、東証市場第一部ということがあります。）の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が算出、公表を行っています。東証市場第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。

東証株価指数（TOPIX）は東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関する全ての権利およびTOPIXの商標に関する全ての権利は東京証券取引所が有します。東京証券取引所はTOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。東京証券取引所はTOPIXの商標の使用若しくはTOPIXの指数の利用に関して得られる結果について何ら保証、言及をするものではありません。

MSCI-KOKUSAIは、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA - BPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）は、J.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

かかりません。

自動けいぞく投資契約に基づき、収益分配金を再投資する場合も、手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありませぬ。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.702%（税抜0.65%）を乗じて得た額とします。委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、次の通りとします。

配分	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.4104%（税抜0.38%）	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	0.2268%（税抜0.21%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.0648%（税抜0.06%）	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	0.702%（税抜0.65%）	運用管理費用（信託報酬） = 運用期間中の日々の基準価額 × 信託報酬率

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.00432%（税抜0.004%）を支払う他、有価証券の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、その他信託財産事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産から支弁します。

信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに資金の借入れを行った際の当該借入金の利息等がある場合には、その実費を信託財産から支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人によって見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度専用ファンドです。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税はかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

上記以外の場合における受益者（法人）の課税上の取扱いは、以下の通りです。

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

税率
15.315%（所得税のみ）

課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

税制が改正された場合等は、上記の内容が変更となる場合があります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税はかかりません。

5【運用状況】

以下は2018年6月29日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は当ファンドの後に記載されています。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	327,614,883	99.49
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,678,451	0.51
合計(純資産総額)		329,293,334	100.00

(2)【投資資産】**【投資有価証券の主要銘柄】****イ. 評価額上位銘柄明細**

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	日本株式エンハンス インデックスマザーファン ド	222,791,488	1.5073	335,834,383	1.4705	327,614,883	99.49

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.49
合計	99.49

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3期計算期間末 (2008年11月17日)	25,287,683	25,287,683	5,118	5,118
第4期計算期間末 (2009年11月16日)	57,805,812	57,805,812	5,327	5,327
第5期計算期間末 (2010年11月16日)	68,315,722	68,315,722	5,379	5,379
第6期計算期間末 (2011年11月16日)	59,326,023	59,326,023	4,656	4,656
第7期計算期間末 (2012年11月16日)	77,852,380	77,852,380	4,856	4,856
第8期計算期間末 (2013年11月18日)	153,016,358	153,016,358	8,097	8,097
第9期計算期間末 (2014年11月17日)	194,749,678	194,749,678	9,023	9,023
第10期計算期間末 (2015年11月16日)	262,216,018	262,216,018	10,594	10,594
第11期計算期間末 (2016年11月16日)	238,937,687	238,937,687	9,759	9,759
第12期計算期間末 (2017年11月16日)	338,361,931	338,361,931	12,303	12,303
2017年 6月末日	307,699,400		11,156	
7月末日	310,373,225		11,232	
8月末日	307,982,480		11,202	
9月末日	324,733,771		11,697	
10月末日	342,157,079		12,331	
11月末日	342,020,267		12,483	
12月末日	351,816,415		12,660	
2018年 1月末日	361,120,983		12,756	
2月末日	343,710,964		12,225	
3月末日	333,460,610		11,956	
4月末日	344,372,416		12,388	
5月末日	330,992,566		12,118	
6月末日	329,293,334		11,957	

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第3期計算期間	2007年11月17日～2008年11月17日	0
第4期計算期間	2008年11月18日～2009年11月16日	0
第5期計算期間	2009年11月17日～2010年11月16日	0
第6期計算期間	2010年11月17日～2011年11月16日	0
第7期計算期間	2011年11月17日～2012年11月16日	0
第8期計算期間	2012年11月17日～2013年11月18日	0
第9期計算期間	2013年11月19日～2014年11月17日	0
第10期計算期間	2014年11月18日～2015年11月16日	0
第11期計算期間	2015年11月17日～2016年11月16日	0
第12期計算期間	2016年11月17日～2017年11月16日	0

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第3期計算期間	2007年11月17日～2008年11月17日	41.87
第4期計算期間	2008年11月18日～2009年11月16日	4.08
第5期計算期間	2009年11月17日～2010年11月16日	0.98
第6期計算期間	2010年11月17日～2011年11月16日	13.44
第7期計算期間	2011年11月17日～2012年11月16日	4.30
第8期計算期間	2012年11月17日～2013年11月18日	66.74
第9期計算期間	2013年11月19日～2014年11月17日	11.44
第10期計算期間	2014年11月18日～2015年11月16日	17.41
第11期計算期間	2015年11月17日～2016年11月16日	7.88
第12期計算期間	2016年11月17日～2017年11月16日	26.07
第13期中間計算期間	2017年11月17日～2018年5月16日	1.74

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第3期計算期間	2007年11月17日～2008年11月17日	50,728,210	3,013,440
第4期計算期間	2008年11月18日～2009年11月16日	66,601,885	7,507,221
第5期計算期間	2009年11月17日～2010年11月16日	47,022,702	28,518,342
第6期計算期間	2010年11月17日～2011年11月16日	58,358,866	57,964,263
第7期計算期間	2011年11月17日～2012年11月16日	47,633,044	14,733,940
第8期計算期間	2012年11月17日～2013年11月18日	92,085,358	63,416,572
第9期計算期間	2013年11月19日～2014年11月17日	66,072,611	39,218,109
第10期計算期間	2014年11月18日～2015年11月16日	85,228,564	53,549,439
第11期計算期間	2015年11月17日～2016年11月16日	64,833,741	67,494,285
第12期計算期間	2016年11月17日～2017年11月16日	76,812,595	46,639,655
第13期中間計算期間	2017年11月17日～2018年5月16日	22,655,303	22,293,514

(参考)

日本株式エンハンストインデックスマザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	4,471,886,810	97.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		98,602,888	2.16
合計(純資産総額)		4,570,489,698	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	日本	86,525,000	1.89

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	22,200	6,991.78	155,217,720	7,170.00	159,174,000	3.48
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	127,800	742.02	94,830,156	631.10	80,654,580	1.76
3	日本	株式	ソニー	電気機器	13,600	5,164.60	70,238,560	5,664.00	77,030,400	1.69
4	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	7,900	9,257.77	73,136,395	7,973.00	62,986,700	1.38
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	12,400	5,774.61	71,605,164	5,036.00	62,446,400	1.37
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	14,300	4,408.32	63,038,976	4,306.00	61,575,800	1.35
7	日本	株式	KDDI	情報・通信業	19,400	2,969.13	57,601,122	3,031.00	58,801,400	1.29
8	日本	株式	キーエンス	電気機器	900	66,464.37	59,817,934	62,560.00	56,304,000	1.23
9	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	297,900	197.52	58,842,130	186.50	55,558,350	1.22
10	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	16,800	3,703.19	62,213,592	3,253.00	54,650,400	1.20
11	日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	15,800	2,785.83	44,016,114	2,822.50	44,595,500	0.98
12	日本	株式	日立製作所	電気機器	57,000	844.69	48,147,460	781.60	44,551,200	0.97
13	日本	株式	ファナック	電気機器	2,000	27,071.71	54,143,436	22,005.00	44,010,000	0.96
14	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	4,100	10,734.96	44,013,336	10,615.00	43,521,500	0.95
15	日本	株式	キヤノン	電気機器	11,900	4,312.21	51,315,299	3,631.00	43,208,900	0.95
16	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	9,000	5,724.11	51,517,028	4,678.00	42,102,000	0.92
17	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	24,400	1,478.91	36,085,456	1,689.00	41,211,600	0.90

18	日本	株式	三菱商事	卸売業	13,100	2,787.85	36,520,835	3,078.00	40,321,800	0.88
19	日本	株式	セブン & アイ・ホールディングス	小売業	7,600	4,564.96	34,693,771	4,831.00	36,715,600	0.80
20	日本	株式	任天堂	その他製品	1,000	44,773.70	44,773,700	36,200.00	36,200,000	0.79
21	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	11,500	3,596.64	41,361,365	3,095.00	35,592,500	0.78
22	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	11,500	2,688.84	30,921,660	3,066.00	35,259,000	0.77
23	日本	株式	花王	化学	4,100	7,286.58	29,874,984	8,450.00	34,645,000	0.76
24	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	1,500	20,239.29	30,358,942	22,960.00	34,440,000	0.75
25	日本	株式	JXTGホールディングス	石油・石炭製品	43,700	658.62	28,781,956	770.20	33,657,740	0.74
26	日本	株式	三菱地所	不動産業	17,300	1,919.73	33,211,329	1,937.00	33,510,100	0.73
27	日本	株式	小松製作所	機械	10,500	3,699.57	38,845,536	3,168.00	33,264,000	0.73
28	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	6,100	4,801.07	29,286,578	5,193.00	31,677,300	0.69
29	日本	株式	日本電産	電気機器	1,900	15,960.51	30,324,985	16,625.00	31,587,500	0.69
30	日本	株式	大和ハウス工業	建設業	7,800	4,114.08	32,089,824	3,776.00	29,452,800	0.64

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
----	---------	----	----------

株式	国内	水産・農林業	0.09
		鉱業	0.27
		建設業	3.52
		食料品	4.04
		繊維製品	0.97
		パルプ・紙	0.35
		化学	7.12
		医薬品	4.52
		石油・石炭製品	0.84
		ゴム製品	0.81
		ガラス・土石製品	0.96
		鉄鋼	0.84
		非鉄金属	0.72
		金属製品	0.81
		機械	4.78
		電気機器	13.03
		輸送用機器	8.18
		精密機器	1.55
		その他製品	1.90
		電気・ガス業	1.68
		陸運業	4.23
		海運業	0.07
		空運業	0.51
		倉庫・運輸関連業	0.24
		情報・通信業	8.05
		卸売業	4.98
		小売業	5.33
		銀行業	6.80
		証券、商品先物取引業	1.03
		保険業	2.28
その他金融業	0.90		
不動産業	2.24		
サービス業	4.20		
合計	97.84		

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数 先物取引	大阪取引所	TOPIX先物	買建	5	日本円	88,618,920	86,525,000	1.89

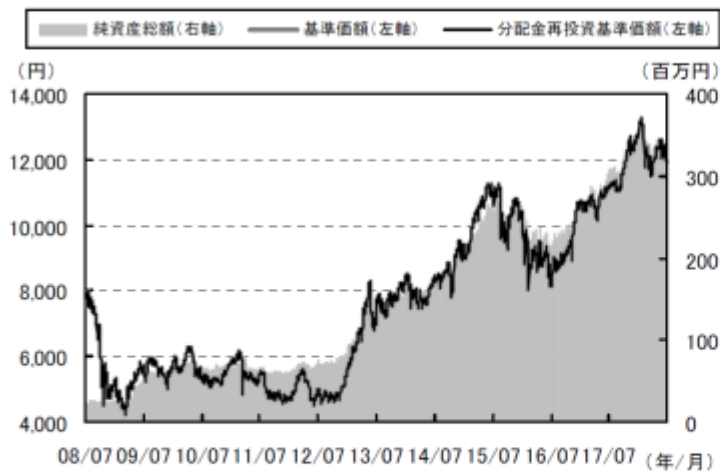
(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

< 参考情報 >

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2018年6月29日現在

基準価額・純資産の推移



分配の推移

2017年11月	0円
2016年11月	0円
2015年11月	0円
2014年11月	0円
2013年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

基準価額	11,957円
純資産総額	329百万円

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

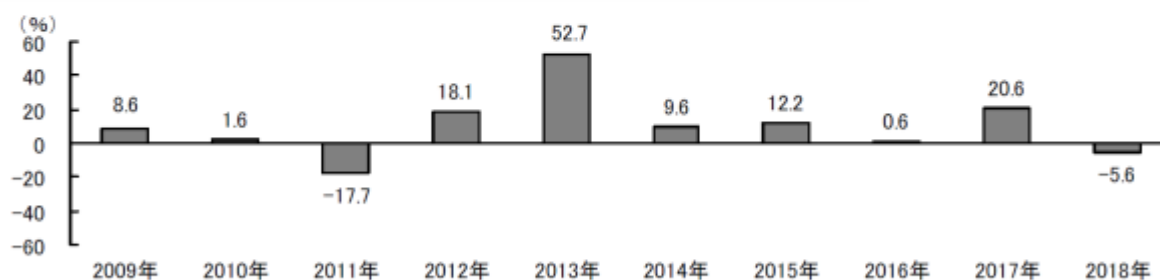
主要な資産の状況

組入上位銘柄 (マザーファンド)

順位	銘柄名	業種	投資比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.48
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.76
3	ソニー	電気機器	1.69
4	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.38
5	日本電信電話	情報・通信業	1.37
6	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.35
7	KDDI	情報・通信業	1.29
8	キーエンス	電気機器	1.23
9	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.22
10	本田技研工業	輸送用機器	1.20

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※2018年は6月末までの収益率を表示しています。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込受付

取得申込の受付は、原則として確定拠出年金制度による取得申込となります。ただし、ファンドの設定・維持のため委託会社またはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合はこの限りではありません。金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

（2）申込単位

1円以上1円単位

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、該当運営管理機関の取決めにいたします。

（3）申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。受益者が、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

（4）申込手数料

かかりません。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたいがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

（1）解約方法

一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

（2）解約受付

解約申込の受付は、確定拠出年金制度による解約請求によります。

（3）解約単位

1口単位

（4）解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

（5）信託財産留保額

ありません。

（6）解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目以降、販売会社の営業所等で行います。

（7）解約に関する留意点

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

買取請求については、販売会社へお問合わせください。

3【資産管理等の概要】**(1)【資産の評価】**

基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

組入資産の評価

主な資産の種類	評価方法
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として無期限です。

ただし、信託約款の規定に該当する場合は償還となることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年11月17日から翌年11月16日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

1. 信託契約の解約

委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

また、委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が、10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえこの信託を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約を解約しません。

委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2. 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は監督官庁の命令に基づいてこの信託契約を変更しようとするときは、信託約款の規定に従います。

3. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

2. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1.第2および第3段落記載の手続きに従います。

関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

運用に係る報告

委託会社は、決算時および償還時に運用報告書を作成し、交付運用報告書は、知っている受益者に販売会社を通じて交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。

ただし、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払を開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（平成28年11月17日から平成29年11月16日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【明治安田DCトピックスプラス】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (平成28年11月16日現在)	第12期 (平成29年11月16日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,097,080	3,028,285
親投資信託受益証券	237,679,552	336,662,580
未収入金	-	600,000
流動資産合計	239,776,632	340,290,865
資産合計		
	239,776,632	340,290,865
負債の部		
流動負債		
未払解約金	22,974	816,324
未払受託者報酬	74,858	102,074
未払委託者報酬	736,108	1,003,674
その他未払費用	5,005	6,862
流動負債合計	838,945	1,928,934
負債合計		
	838,945	1,928,934
純資産の部		
元本等		
元本	244,848,610	275,021,550
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	5,910,923	63,340,381
(分配準備積立金)	56,770,383	95,756,519
元本等合計	238,937,687	338,361,931
純資産合計		
	238,937,687	338,361,931
負債純資産合計		
	239,776,632	340,290,865

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第11期 (自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日)	第12期 (自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日)
営業収益		
受取利息	25	-
有価証券売買等損益	19,653,988	68,863,028
営業収益合計	19,653,963	68,863,028
営業費用		
受託者報酬	152,200	189,243
委託者報酬	1,496,588	1,860,756
その他費用	11,014	14,595
営業費用合計	1,659,802	2,064,594
営業利益又は営業損失()	21,313,765	66,798,434
経常利益又は経常損失()	21,313,765	66,798,434
当期純利益又は当期純損失()	21,313,765	66,798,434
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	8,514,779	4,975,231
期首剰余金又は期首欠損金()	14,706,864	5,910,923
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	7,428,101
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	480,746
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	6,947,355
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,818,801	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,829,457	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,989,344	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	5,910,923	63,340,381

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、平成28年11月17日から平成29年11月16日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第11期 (平成28年11月16日現在)	第12期 (平成29年11月16日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 244,848,610口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 275,021,550口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 5,910,923円	-
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9759円 (10,000口当たり純資産額) (9,759円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2303円 (10,000口当たり純資産額) (12,303円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第11期 （自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日）			第12期 （自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日）		
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、113,373,204円 (10,000口当たり4,630円32銭)であり、分配金額は0円 としております。			分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、175,731,837円 (10,000口当たり6,389円72銭)であり、分配金額は0円 としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	3,480,164円	配当等収益額（費用控除後）	A	6,354,612円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	41,825,995円
収益調整金額	C	56,602,821円	収益調整金額	C	79,975,318円
分配準備積立金額	D	53,290,219円	分配準備積立金額	D	47,575,912円
分配対象額（A + B + C + D）	E	113,373,204円	分配対象額（A + B + C + D）	E	175,731,837円
期末受益権口数	F	244,848,610口	期末受益権口数	F	275,021,550口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	4,630円 32銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	6,389円 72銭
10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭	10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

	第11期 （自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日）	第12期 （自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第11期 (自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日)	第12期 (自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第11期 (自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日)

該当事項はございません。

第12期 (自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日)

該当事項はございません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第11期 (自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日)	第12期 (自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日)
期首元本額	247,509,154円	244,848,610円
期中追加設定元本額	64,833,741円	76,812,595円
期中一部解約元本額	67,494,285円	46,639,655円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第11期 (自 平成27年11月17日 至 平成28年11月16日)	第12期 (自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	13,394,917	64,821,008
合計	13,394,917	64,821,008

3. デリバティブ取引関係

第11期(平成28年11月16日現在)

該当事項はございません。

第12期(平成29年11月16日現在)

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成29年11月16日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成29年11月16日現在)

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	日本株式エンハンスインデックスマ ザーファンド	223,443,672	336,662,580	
合計		223,443,672	336,662,580	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

当ファンドは「日本株式エンハンスインデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

日本株式エンハンスインデックスマザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成29年11月16日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	60,206,091
株式	5,717,490,420
派生商品評価勘定	8,619,816
未収配当金	51,154,335
流動資産合計	5,837,470,662
資産合計	5,837,470,662
負債の部	
流動負債	
前受金	4,335,000
未払解約金	600,000
その他未払費用	2,727
流動負債合計	4,937,727
負債合計	4,937,727
純資産の部	
元本等	
元本	3,871,068,440
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,961,464,495
元本等合計	5,832,532,935
純資産合計	5,832,532,935
負債純資産合計	5,837,470,662

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。</p>
2. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
3. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成29年11月16日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、平成28年11月17日から平成29年11月16日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(平成29年11月16日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日）の元本状況	
期首（平成28年11月17日）の元本額	4,620,884,576円
対象期間中の追加設定元本額	53,506,400円
対象期間中の一部解約元本額	803,322,536円
平成29年11月16日現在の元本額の内訳	
明治安田DCトピックスプラス	223,443,672円
日本株式私募エンハンスインデックスファンド（適格機関投資家専用）	3,647,624,768円
計	3,871,068,440円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.5067円
(10,000口当たり純資産額)	(15,067円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成29年11月16日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	国際石油開発帝石	8,800	1,257.50	11,066,000	
	安藤・間	12,500	886.00	11,075,000	
	コムシスホールディングス	400	2,950.00	1,180,000	
	大成建設	900	6,070.00	5,463,000	
	大林組	10,700	1,459.00	15,611,300	
	清水建設	1,300	1,231.00	1,600,300	
	長谷工コーポレーション	8,800	1,749.00	15,391,200	
	鹿島建設	8,000	1,138.00	9,104,000	
	西松建設	2,700	3,190.00	8,613,000	
	大東建託	700	20,470.00	14,329,000	
	前田道路	4,000	2,439.00	9,756,000	
	五洋建設	1,000	794.00	794,000	
	住友林業	7,600	1,866.00	14,181,600	
	大和ハウス工業	6,400	4,038.00	25,843,200	
	ライト工業	9,900	1,166.00	11,543,400	
	積水ハウス	13,700	2,096.00	28,715,200	
	きんでん	400	1,822.00	728,800	
	協和エクシオ	1,600	2,497.00	3,995,200	
	昭和産業	900	2,786.00	2,507,400	
	三井製糖	2,500	4,345.00	10,862,500	
	江崎グリコ	100	5,560.00	556,000	
	山崎製パン	300	2,082.00	624,600	
	ヤクルト本社	100	8,870.00	887,000	
	明治ホールディングス	2,700	9,680.00	26,136,000	
	プリマハム	8,000	748.00	5,984,000	
	伊藤ハム米久ホールディングス	11,100	1,005.00	11,155,500	
	アサヒグループホールディングス	6,900	5,360.00	36,984,000	
	キリンホールディングス	13,900	2,664.50	37,036,550	
	コカ・コーラボトラーズジャパン	600	4,140.00	2,484,000	
	サントリー食品インターナショナル	3,900	4,850.00	18,915,000	
	伊藤園	3,400	4,095.00	13,923,000	
	キッコーマン	300	4,005.00	1,201,500	
	味の素	3,800	2,095.00	7,961,000	
	ハウス食品グループ本社	200	3,530.00	706,000	
	カゴメ	200	3,975.00	795,000	
	日清食品ホールディングス	300	7,790.00	2,337,000	
	日本たばこ産業	11,500	3,736.00	42,964,000	
	グンゼ	1,300	5,160.00	6,708,000	
	帝人	6,700	2,363.00	15,832,100	
	東レ	7,600	1,131.00	8,595,600	
	オンワードホールディングス	13,000	915.00	11,895,000	
	王子ホールディングス	4,000	676.00	2,704,000	
	北越紀州製紙	12,100	639.00	7,731,900	
	ザ・パック	3,200	3,675.00	11,760,000	

	クラレ	7,000	2,246.00	15,722,000	
	旭化成	18,200	1,425.50	25,944,100	
	昭和電工	2,900	4,095.00	11,875,500	
	住友化学	31,000	813.00	25,203,000	
	住友精化	2,000	6,800.00	13,600,000	
	日産化学工業	2,000	4,365.00	8,730,000	
	東ソー	5,100	2,477.00	12,632,700	
	東亜合成	8,400	1,416.00	11,894,400	
	信越化学工業	3,200	12,385.00	39,632,000	
	エア・ウォーター	5,900	2,307.00	13,611,300	
	カネカ	15,000	948.00	14,220,000	
	三菱瓦斯化学	700	3,080.00	2,156,000	
	三井化学	3,100	3,490.00	10,819,000	
	J S R	7,600	2,188.00	16,628,800	
	三菱ケミカルホールディングス	13,400	1,165.00	15,611,000	
	ダイセル	10,800	1,291.00	13,942,800	
	積水化学工業	6,800	2,200.00	14,960,000	
	日本ゼオン	1,100	1,501.00	1,651,100	
	アイカ工業	2,900	3,805.00	11,034,500	
	日立化成	4,300	3,105.00	13,351,500	
	日本化薬	5,800	1,697.00	9,842,600	
	A D E K A	500	1,852.00	926,000	
	花王	4,700	7,086.00	33,304,200	
	D I C	400	4,105.00	1,642,000	
	東洋インキ S C ホールディングス	18,000	655.00	11,790,000	
	富士フイルムホールディングス	6,500	4,496.00	29,224,000	
	資生堂	1,600	5,224.00	8,358,400	
	ポーラ・オルビスホールディングス	300	3,935.00	1,180,500	
	デクセリアルズ	8,800	1,380.00	12,144,000	
	日東電工	1,200	11,060.00	13,272,000	
	ユニ・チャーム	1,200	2,837.50	3,405,000	
	協和発酵キリン	500	2,173.00	1,086,500	
	武田薬品工業	7,100	6,196.00	43,991,600	
	アステラス製薬	30,300	1,469.00	44,510,700	
	大日本住友製薬	8,500	1,699.00	14,441,500	
	塩野義製薬	4,200	6,385.00	26,817,000	
	田辺三菱製薬	6,200	2,383.00	14,774,600	
	中外製薬	3,300	5,710.00	18,843,000	
	エーザイ	1,900	6,364.00	12,091,600	
	ロート製薬	2,300	2,806.00	6,453,800	
	小野薬品工業	3,400	2,464.50	8,379,300	
	久光製薬	1,500	6,430.00	9,645,000	
	沢井製薬	1,700	6,130.00	10,421,000	
	第一三共	2,400	2,662.50	6,390,000	
	キョーリン製薬ホールディングス	3,500	2,186.00	7,651,000	
	大塚ホールディングス	3,200	4,894.00	15,660,800	
	大正製薬ホールディングス	100	8,680.00	868,000	
	出光興産	500	3,440.00	1,720,000	

J X T Gホールディングス	27,500	610.00	16,775,000
横浜ゴム	5,000	2,420.00	12,100,000
ブリヂストン	7,000	4,906.00	34,342,000
住友ゴム工業	3,100	1,946.00	6,032,600
住友理工	5,100	1,147.00	5,849,700
三ツ星ベルト	4,000	1,430.00	5,720,000
旭硝子	4,400	4,645.00	20,438,000
日本電気硝子	300	4,580.00	1,374,000
ノリタケカンパニーリミテド	300	5,010.00	1,503,000
日本碍子	500	2,102.00	1,051,000
日本特殊陶業	6,400	2,485.00	15,904,000
ニチアス	8,000	1,413.00	11,304,000
新日鐵住金	7,300	2,557.50	18,669,750
神戸製鋼所	4,100	1,042.00	4,272,200
ジェイ エフ イー ホールディングス	9,900	2,404.00	23,799,600
日新製鋼	4,000	1,615.00	6,460,000
東京製鐵	12,900	967.00	12,474,300
丸一鋼管	500	3,075.00	1,537,500
日本軽金属ホールディングス	41,000	312.00	12,792,000
東邦亜鉛	1,500	6,180.00	9,270,000
三菱マテリアル	3,300	4,065.00	13,414,500
住友金属鉱山	300	4,435.00	1,330,500
D O W Aホールディングス	900	4,560.00	4,104,000
住友電気工業	14,200	1,867.50	26,518,500
文化シャッター	7,000	997.00	6,979,000
L I X I Lグループ	1,600	2,880.00	4,608,000
ノーリツ	5,100	2,075.00	10,582,500
リンナイ	1,600	9,900.00	15,840,000
日本発條	9,500	1,231.00	11,694,500
アマダホールディングス	2,200	1,449.00	3,187,800
オーエスジー	3,300	2,380.00	7,854,000
ナブテスコ	1,900	4,365.00	8,293,500
S M C	500	46,420.00	23,210,000
小松製作所	8,400	3,615.00	30,366,000
住友重機械工業	200	4,880.00	976,000
クボタ	10,500	1,947.50	20,448,750
新東工業	2,200	1,380.00	3,036,000
ダイキン工業	2,700	12,875.00	34,762,500
栗田工業	3,600	3,380.00	12,168,000
椿本チエイン	13,000	907.00	11,791,000
C K D	1,400	2,511.00	3,515,400
竹内製作所	4,900	2,278.00	11,162,200
J U K I	5,000	2,051.00	10,255,000
マックス	7,600	1,526.00	11,597,600
グローリー	300	3,985.00	1,195,500
セガサミーホールディングス	8,000	1,394.00	11,152,000
T P R	1,500	3,855.00	5,782,500
ホシザキ	100	10,340.00	1,034,000

	日本精工	10,500	1,683.00	17,671,500	
	NTN	1,900	555.00	1,054,500	
	ジェイテクト	8,700	1,998.00	17,382,600	
	不二越	14,000	716.00	10,024,000	
	THK	3,500	4,070.00	14,245,000	
	マキタ	1,300	4,675.00	6,077,500	
	日立造船	20,000	599.00	11,980,000	
	三菱重工業	2,700	4,136.00	11,167,200	
	IHI	2,200	3,460.00	7,612,000	
	コニカミノルタ	16,400	1,037.00	17,006,800	
	ブラザー工業	4,700	2,930.00	13,771,000	
	ミネベアミツミ	1,800	2,267.00	4,080,600	
	日立製作所	63,000	856.60	53,965,800	
	三菱電機	27,100	1,868.00	50,622,800	
	安川電機	1,400	4,570.00	6,398,000	
	明電舎	26,000	436.00	11,336,000	
	東芝テック	13,000	677.00	8,801,000	
	マブチモーター	2,500	6,020.00	15,050,000	
	日本電産	2,000	15,870.00	31,740,000	
	JVCケンウッド	36,400	359.00	13,067,600	
	日新電機	8,600	1,417.00	12,186,200	
	大崎電気工業	12,500	785.00	9,812,500	
	オムロン	1,900	6,630.00	12,597,000	
	日本電気	2,100	2,940.00	6,174,000	
	富士通	33,000	833.70	27,512,100	
	沖電気工業	7,200	1,590.00	11,448,000	
	セイコーエプソン	1,000	2,666.00	2,666,000	
	アルバック	1,000	8,650.00	8,650,000	
	EIZO	2,100	4,825.00	10,132,500	
	エレコム	3,400	2,461.00	8,367,400	
	パナソニック	22,500	1,678.50	37,766,250	
	ソニー	13,000	5,177.00	67,301,000	
	TDK	200	8,670.00	1,734,000	
	アルプス電気	4,400	3,635.00	15,994,000	
	日本航空電子工業	6,000	2,151.00	12,906,000	
	横河電機	1,000	2,139.00	2,139,000	
	アズビル	500	4,825.00	2,412,500	
	堀場製作所	100	7,330.00	733,000	
	キーエンス	900	66,990.00	60,291,000	
	シスメックス	700	7,990.00	5,593,000	
	オプテックスグループ	2,400	4,650.00	11,160,000	
	スタンレー電気	500	4,250.00	2,125,000	
	カシオ計算機	6,600	1,675.00	11,055,000	
	ファナック	1,900	27,480.00	52,212,000	
	ローム	1,200	11,940.00	14,328,000	
	新光電気工業	9,700	858.00	8,322,600	
	京セラ	3,000	8,022.00	24,066,000	
	村田製作所	1,900	15,955.00	30,314,500	

	K O A	4,000	2,369.00	9,476,000	
	小糸製作所	700	7,550.00	5,285,000	
	S C R E E Nホールディングス	800	10,610.00	8,488,000	
	キャノン	14,900	4,310.00	64,219,000	
	東京エレクトロン	1,900	22,940.00	43,586,000	
	トヨタ紡織	300	2,173.00	651,900	
	ユニプレス	2,500	3,155.00	7,887,500	
	豊田自動織機	700	6,750.00	4,725,000	
	デンソー	5,700	6,446.00	36,742,200	
	日産自動車	35,400	1,064.50	37,683,300	
	いすゞ自動車	5,000	1,700.50	8,502,500	
	トヨタ自動車	26,400	6,962.00	183,796,800	
	極東開発工業	4,200	1,908.00	8,013,600	
	プレス工業	13,500	682.00	9,207,000	
	ケーヒン	4,400	2,217.00	9,754,800	
	アイシン精機	3,300	5,960.00	19,668,000	
	マツダ	5,300	1,517.50	8,042,750	
	本田技研工業	20,800	3,660.00	76,128,000	
	スズキ	3,800	5,997.00	22,788,600	
	S U B A R U	9,700	3,622.00	35,133,400	
	ヤマハ発動機	6,500	3,525.00	22,912,500	
	エクセディ	3,600	3,280.00	11,808,000	
	シマノ	200	15,410.00	3,082,000	
	テルモ	1,000	4,970.00	4,970,000	
	島津製作所	500	2,636.00	1,318,000	
	ニコン	6,000	2,306.00	13,836,000	
	トプコン	5,200	2,478.00	12,885,600	
	オリンパス	4,400	4,405.00	19,382,000	
	H O Y A	6,500	5,874.00	38,181,000	
	シチズン時計	14,300	821.00	11,740,300	
	セイコーホールディングス	2,300	3,030.00	6,969,000	
	パラマウントベッドホールディングス	2,300	5,200.00	11,960,000	
	バンダイナムコホールディングス	4,700	3,885.00	18,259,500	
	凸版印刷	16,000	1,058.00	16,928,000	
	大日本印刷	3,600	2,467.00	8,881,200	
	アシックス	5,200	1,531.00	7,961,200	
	ビジョン	300	4,035.00	1,210,500	
	任天堂	1,100	44,790.00	49,269,000	
	コクヨ	2,900	2,049.00	5,942,100	
	東京電力ホールディングス	18,100	441.00	7,982,100	
	中部電力	3,900	1,419.50	5,536,050	
	関西電力	15,700	1,460.00	22,922,000	
	東北電力	11,000	1,479.00	16,269,000	
	四国電力	10,000	1,422.00	14,220,000	
	電源開発	3,700	3,100.00	11,470,000	
	東京瓦斯	3,200	2,662.50	8,520,000	
	大阪瓦斯	2,300	2,140.00	4,922,000	
	東武鉄道	1,100	3,370.00	3,707,000	

相鉄ホールディングス	2,600	2,810.00	7,306,000
東京急行電鉄	12,400	1,658.00	20,559,200
小田急電鉄	700	2,235.00	1,564,500
京王電鉄	200	4,650.00	930,000
東日本旅客鉄道	5,000	10,845.00	54,225,000
西日本旅客鉄道	3,400	7,878.00	26,785,200
東海旅客鉄道	1,800	20,235.00	36,423,000
西武ホールディングス	500	2,030.00	1,015,000
近鉄グループホールディングス	3,100	4,185.00	12,973,500
阪急阪神ホールディングス	1,600	4,215.00	6,744,000
名古屋鉄道	4,600	2,558.00	11,766,800
日本通運	200	6,900.00	1,380,000
ヤマトホールディングス	900	2,107.50	1,896,750
センコーグループホールディングス	15,300	754.00	11,536,200
ニッコンホールディングス	300	2,859.00	857,700
日立物流	4,000	2,676.00	10,704,000
九州旅客鉄道	3,600	3,435.00	12,366,000
商船三井	500	3,585.00	1,792,500
日本航空	2,800	4,023.00	11,264,400
A N Aホールディングス	3,100	4,293.00	13,308,300
住友倉庫	16,000	764.00	12,224,000
N E C ネットエスアイ	2,400	2,895.00	6,948,000
新日鉄住金ソリューションズ	2,900	2,665.00	7,728,500
ネクソン	1,400	3,265.00	4,571,000
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	30,300	300.00	9,090,000
野村総合研究所	900	4,950.00	4,455,000
フジ・メディア・ホールディングス	600	1,601.00	960,600
ヤフー	37,700	507.00	19,113,900
トレンドマイクロ	2,700	6,230.00	16,821,000
ネットワンシステムズ	2,100	1,521.00	3,194,100
日本ユニシス	5,500	2,069.00	11,379,500
東京放送ホールディングス	4,900	2,564.00	12,563,600
日本テレビホールディングス	3,900	2,019.00	7,874,100
テレビ朝日ホールディングス	4,500	2,341.00	10,534,500
スカパーJ S A Tホールディングス	23,500	485.00	11,397,500
日本電信電話	16,300	5,817.00	94,817,100
K D D I	24,100	2,998.00	72,251,800
N T T ドコモ	20,400	2,798.00	57,079,200
東宝	3,800	3,665.00	13,927,000
カプコン	4,100	3,140.00	12,874,000
富士ソフト	3,100	3,560.00	11,036,000
ソフトバンクグループ	8,800	9,546.00	84,004,800
双日	21,900	327.00	7,161,300
T O K A Iホールディングス	11,300	859.00	9,706,700
メディカルホールディングス	500	2,189.00	1,094,500
伊藤忠商事	19,000	1,879.50	35,710,500
丸紅	34,400	722.10	24,840,240
長瀬産業	5,300	2,048.00	10,854,400

豊田通商	800	4,155.00	3,324,000
兼松	4,400	1,357.00	5,970,800
三井物産	23,300	1,633.00	38,048,900
日立ハイテクノロジーズ	300	4,985.00	1,495,500
住友商事	20,100	1,658.50	33,335,850
三菱商事	14,900	2,745.00	40,900,500
稲畑産業	7,400	1,655.00	12,247,000
ワキタ	9,400	1,366.00	12,840,400
伊藤忠エネクス	9,700	1,087.00	10,543,900
因幡電機産業	2,200	4,945.00	10,879,000
ローソン	1,900	7,380.00	14,022,000
エービーシー・マート	1,600	5,710.00	9,136,000
アダストリア	4,900	2,376.00	11,642,400
D C Mホールディングス	11,100	1,024.00	11,366,400
スタートトゥデイ	3,100	3,105.00	9,625,500
すかいらく	7,400	1,673.00	12,380,200
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	10,800	1,065.00	11,502,000
セブン&アイ・ホールディングス	7,900	4,559.00	36,016,100
ツルハホールディングス	100	14,190.00	1,419,000
良品計画	200	33,100.00	6,620,000
コーナン商事	4,900	2,248.00	11,015,200
西松屋チェーン	6,000	1,240.00	7,440,000
スギホールディングス	2,100	5,800.00	12,180,000
ユニー・ファミリーマートホールディングス	1,800	6,640.00	11,952,000
島忠	1,800	3,105.00	5,589,000
青山商事	2,800	4,040.00	11,312,000
しまむら	900	12,590.00	11,331,000
高島屋	1,000	1,047.00	1,047,000
アクシアル リテイリング	600	4,135.00	2,481,000
イオン	5,600	1,731.50	9,696,400
イズミ	200	6,020.00	1,204,000
平和堂	4,400	2,380.00	10,472,000
ケーズホールディングス	3,900	2,700.00	10,530,000
ヤマダ電機	22,100	580.00	12,818,000
ニトリホールディングス	500	16,605.00	8,302,500
王将フードサービス	1,200	4,895.00	5,874,000
アークス	5,100	2,532.00	12,913,200
パローホールディングス	3,700	2,438.00	9,020,600
ファーストリテイリング	500	39,790.00	19,895,000
サンドラッグ	200	4,920.00	984,000
ゆうちょ銀行	12,900	1,376.00	17,750,400
コンコルディア・フィナンシャルグループ	5,200	580.00	3,016,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	169,400	738.70	125,135,780
りそなホールディングス	17,900	589.30	10,548,470
三井住友トラスト・ホールディングス	3,400	4,068.00	13,831,200
三井住友フィナンシャルグループ	19,100	4,358.00	83,237,800
群馬銀行	13,100	662.00	8,672,200

武蔵野銀行	3,000	3,410.00	10,230,000
七十七銀行	2,400	2,626.00	6,302,400
ふくおかフィナンシャルグループ	25,000	555.00	13,875,000
スルガ銀行	700	2,318.00	1,622,600
八十二銀行	1,400	645.00	903,000
南都銀行	3,800	2,983.00	11,335,400
百五銀行	10,500	507.00	5,323,500
ほくほくフィナンシャルグループ	800	1,626.00	1,300,800
広島銀行	10,700	866.00	9,266,200
伊予銀行	1,200	861.00	1,033,200
百十四銀行	26,000	376.00	9,776,000
大分銀行	700	4,365.00	3,055,500
十八銀行	12,000	288.00	3,456,000
みずほフィナンシャルグループ	357,700	198.00	70,824,600
東和銀行	8,000	1,281.00	10,248,000
ジャフコ	2,400	5,760.00	13,824,000
大和証券グループ本社	23,000	699.60	16,090,800
野村ホールディングス	57,400	643.70	36,948,380
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	8,600	695.00	5,977,000
かんぽ生命保険	300	2,338.00	701,400
S O M P Oホールディングス	1,900	4,468.00	8,489,200
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	9,300	3,722.00	34,614,600
ソニーフィナンシャルホールディングス	3,100	1,786.00	5,536,600
第一生命ホールディングス	11,100	2,144.00	23,798,400
東京海上ホールディングス	7,400	4,739.00	35,068,600
T & Dホールディングス	2,500	1,704.00	4,260,000
クレディセゾン	2,800	2,090.00	5,852,000
興銀リース	2,100	2,750.00	5,775,000
日立キャピタル	4,800	2,703.00	12,974,400
オリックス	20,100	1,873.50	37,657,350
三菱U F Jリース	3,300	578.00	1,907,400
日本取引所グループ	900	1,964.00	1,767,600
東急不動産ホールディングス	1,800	779.00	1,402,200
飯田グループホールディングス	5,000	1,965.00	9,825,000
パーク24	2,700	2,663.00	7,190,100
三井不動産	12,500	2,577.00	32,212,500
三菱地所	13,900	2,039.00	28,342,100
住友不動産	4,000	3,777.00	15,108,000
イオンモール	400	1,962.00	784,800
パーソルホールディングス	3,100	2,692.00	8,345,200
総合警備保障	1,800	5,830.00	10,494,000
カカクコム	9,200	1,655.00	15,226,000
ディップ	3,300	2,706.00	8,929,800
エムスリー	300	3,600.00	1,080,000
博報堂D Yホールディングス	8,900	1,475.00	13,127,500
ぐるなび	7,200	1,350.00	9,720,000
電通	1,900	4,875.00	9,262,500

	オリエンタルランド	1,200	9,490.00	11,388,000	
	ダスキン	3,400	2,858.00	9,717,200	
	ユー・エス・エス	1,100	2,352.00	2,587,200	
	サイバーエージェント	3,200	3,995.00	12,784,000	
	楽天	3,900	1,127.00	4,395,300	
	テクノプロ・ホールディングス	1,900	5,310.00	10,089,000	
	リクルートホールディングス	17,400	2,680.00	46,632,000	
	日本郵政	9,200	1,245.00	11,454,000	
	カナモト	3,300	3,635.00	11,995,500	
	トランス・コスモス	4,200	2,518.00	10,575,600	
	セコム	3,500	8,331.00	29,158,500	
小計		3,083,800		5,717,490,420	
合計				5,717,490,420	

(注) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
日本円	株式389銘柄	98.0%	100.0%

(2) 株式以外の有価証券（平成29年11月16日現在）

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（平成29年11月16日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	97,250,184	-	105,870,000	8,619,816
	合計	-	-	-	8,619,816

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

* 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

【中間財務諸表】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期中間計算期間（2017年11月17日から2018年5月16日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【明治安田DCトピックスプラス】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第12期計算期間末 (2017年11月16日現在)	第13期中間計算期間末 (2018年5月16日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3,028,285	2,906,691
親投資信託受益証券	336,662,580	343,001,028
未収入金	600,000	430,000
流動資産合計	340,290,865	346,337,719
資産合計	340,290,865	346,337,719
負債の部		
流動負債		
未払解約金	816,324	419,328
未払受託者報酬	102,074	110,903
未払委託者報酬	1,003,674	1,090,494
その他未払費用	6,862	7,469
流動負債合計	1,928,934	1,628,194
負債合計	1,928,934	1,628,194
純資産の部		
元本等		
元本	275,021,550	275,383,339
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	63,340,381	69,326,186
(分配準備積立金)	95,756,519	88,399,133
元本等合計	338,361,931	344,709,525
純資産合計	338,361,931	344,709,525
負債純資産合計	340,290,865	346,337,719

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第12期中間計算期間 (自 2016年11月17日 至 2017年5月16日)	第13期中間計算期間 (自 2017年11月17日 至 2018年5月16日)
営業収益		
有価証券売買等損益	32,344,846	6,668,448
営業収益合計	32,344,846	6,668,448
営業費用		
受託者報酬	87,169	110,903
委託者報酬	857,082	1,090,494
その他費用	6,705	8,656
営業費用合計	950,956	1,210,053
営業利益又は営業損失()	31,393,890	5,458,395
経常利益又は経常損失()	31,393,890	5,458,395
中間純利益又は中間純損失()	31,393,890	5,458,395
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	1,238,864	36,417
期首剰余金又は期首欠損金()	5,910,923	63,340,381
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,638,497	5,660,639
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	410,548	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,227,949	5,660,639
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	5,169,646
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	5,169,646
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	26,882,600	69,326,186

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、2017年11月17日から2018年11月16日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、2017年11月17日から2018年5月16日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第12期計算期間末 (2017年11月16日現在)	第13期中間計算期間末 (2018年5月16日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 275,021,550口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 275,383,339口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2303円 (10,000口当たり純資産額) (12,303円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2517円 (10,000口当たり純資産額) (12,517円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期中間計算期間（自 2016年11月17日 至 2017年5月16日）

該当事項はございません。

第13期中間計算期間（自 2017年11月17日 至 2018年5月16日）

該当事項はございません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の時価等に関する事項

	第12期計算期間 (自 2016年11月17日 至 2017年11月16日)	第13期中間計算期間 (自 2017年11月17日 至 2018年5月16日)
1. 貸借対照表計上額、 時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第12期計算期間 (自 2016年11月17日 至 2017年11月16日)	第13期中間計算期間 (自 2017年11月17日 至 2018年5月16日)
期首元本額	244,848,610円	275,021,550円
期中追加設定元本額	76,812,595円	22,655,303円
期中一部解約元本額	46,639,655円	22,293,514円

2. デリバティブ取引関係

第12期計算期間末（2017年11月16日現在）

該当事項はございません。

第13期中間計算期間末（2018年5月16日現在）

該当事項はございません。

（参考）

当ファンドは「日本株式エンハンスインデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

日本株式エンハンスインデックスマザーファンド

（１）貸借対照表

	（2018年5月16日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	84,637,967
株式	4,687,509,160
派生商品評価勘定	6,519,408
未収配当金	47,743,491
流動資産合計	4,826,410,026
資産合計	4,826,410,026
負債の部	
流動負債	
前受金	3,407,000
未払解約金	430,000
その他未払費用	3,762
流動負債合計	3,840,762
負債合計	3,840,762
純資産の部	
元本等	
元本	3,134,831,546
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,687,737,718
元本等合計	4,822,569,264
純資産合計	4,822,569,264
負債純資産合計	4,826,410,026

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。</p>
2. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
3. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2018年5月16日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、2017年11月17日から2018年11月16日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2018年5月16日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2017年11月17日 至 2018年5月16日）の元本状況	
期首（2017年11月17日）の元本額	3,871,068,440円
対象期間中の追加設定元本額	455,707,552円
対象期間中の一部解約元本額	1,191,944,446円
2018年5月16日現在の元本額の内訳	
明治安田DCトピックスプラス	222,959,587円
日本株式私募エンハンスインデックスファンド（適格機関投資家専用）	2,911,871,959円
計	3,134,831,546円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.5384円
（10,000口当たり純資産額）	(15,384円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2【ファンドの現況】

（2018年6月29日現在）

【純資産額計算書】

資産総額	329,579,788 円
負債総額	286,454 円
純資産総額（ - ）	329,293,334 円
発行済口数	275,388,012 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1957 円
（1万口当たり純資産額）	（11,957 円）

（参考）

日本株式エンハンスインデックスマザーファンド
純資産額計算書

資産総額	4,659,113,731 円
負債総額	88,624,033 円
純資産総額（ - ）	4,570,489,698 円
発行済口数	3,108,196,167 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4705 円
（1万口当たり純資産額）	（14,705 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称および住所並びに手数料

該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

(5) 振替受益権

受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金・償還金の支払い等については、約款の規定による他、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2018年6月29日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	154 本	1,466,865,534,445 円
単位型株式投資信託	3 本	8,564,504,082 円
合計	157 本	1,475,430,038,527 円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,899,403	8,848,374
前払費用	124,738	120,943
未収入金	33	-
未収委託者報酬	763,283	1,195,215
未収運用受託報酬	125,850	121,276
未収投資助言報酬	213,802	241,655
繰延税金資産	-	57,561
その他	25	171
流動資産合計	10,127,137	10,585,198
固定資産		
有形固定資産		
建物	170,202	1183,994
器具備品	163,906	1171,123
建設仮勘定	7,909	258
有形固定資産合計	142,018	355,375
無形固定資産		
ソフトウェア	44,445	72,467
電話加入権	6,662	6,662
その他	49	26
ソフトウェア仮勘定	8,000	-
無形固定資産合計	59,157	79,156
投資その他の資産		
投資有価証券	1,153	-
長期差入保証金	109,020	181,690
長期前払費用	1,315	5,381
前払年金費用	48,679	65,364
投資その他の資産合計	160,168	252,436
固定資産合計	361,344	686,968
資産合計	10,488,482	11,272,167

（単位：千円）

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	40,627	66,282
未払金	473,405	947,328
未払収益分配金	124	132
未払償還金	7,137	7,137
未払手数料	260,130	411,569
その他未払金	206,013	528,489
未払費用	28,001	34,681
未払法人税等	261,995	237,896
未払消費税等	48,690	59,288
賞与引当金	106,594	111,465
流動負債合計	959,315	1,456,943
固定負債		
繰延税金負債	20,955	33,978
資産除去債務	28,843	58,490
固定負債合計	49,799	92,469
負債合計	1,009,114	1,549,412
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,789,505	2,032,929
利益剰余金合計	4,964,546	5,207,971
株主資本合計	9,479,330	9,722,754
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	36	-
評価・換算差額等合計	36	-
純資産合計	9,479,367	9,722,754
負債・純資産合計	10,488,482	11,272,167

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,516,577	4,855,026
受入手数料	6,587	5,274
運用受託報酬	1,682,876	1,999,074
投資助言報酬	394,935	435,317
営業収益合計	6,600,976	7,294,693
営業費用		
支払手数料	1,686,614	1,675,008
広告宣伝費	41,134	70,117
公告費	258	-
調査費	1,111,296	1,378,602
調査費	511,550	574,087
委託調査費	599,746	804,514
委託計算費	329,669	341,672
営業雑経費	90,520	98,265
通信費	11,759	14,032
印刷費	65,240	70,234
協会費	7,911	8,466
諸会費	5,461	5,531
営業雑費	147	0
営業費用合計	3,259,493	3,563,665
一般管理費		
給料	1,413,977	1,504,298
役員報酬	62,291	64,993
給料・手当	1,096,641	1,163,033
賞与	255,044	276,272
その他報酬	2,281	-
賞与引当金繰入	106,594	111,465
法定福利費	219,445	229,143
福利厚生費	33,700	37,638
交際費	1,863	1,309
寄付金	200	200
旅費交通費	28,955	29,907
租税公課	58,480	61,257
不動産賃借料	118,968	157,238
退職給付費用	43,073	43,818
固定資産減価償却費	59,320	75,829
事務委託費	115,835	97,645
諸経費	77,674	78,926
一般管理費合計	2,280,370	2,428,681
営業利益	1,061,112	1,302,346

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
営業外収益		
受取利息	403	179
受取配当金	2	9
投資有価証券売却益	-	98
投資有価証券償還益	0	-
償還金等時効完成分	28	28
保険契約返戻金・配当金	¹ 1,097	¹ 1,164
為替差益	127	631
雑益	691	663
営業外収益合計	2,350	2,775
営業外費用		
投資有価証券償還損	372	-
雑損失	163	663
時効成立後支払償還金	-	1,564
営業外費用合計	535	2,228
経常利益	1,062,927	1,302,892
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	² 0	² 10,559
移設関連費用	-	30,245
特別損失合計	0	40,805
税引前当期純利益	1,062,927	1,262,087
法人税、住民税及び事業税	325,809	372,601
法人税等調整額	10,187	44,522
法人税等合計	335,997	328,078
当期純利益	726,929	934,008

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	83,040	3,092,001	1,924,067	5,099,109	9,613,892
当期変動額					
剰余金の配当			861,492	861,492	861,492
当期純利益			726,929	726,929	726,929
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	134,562	134,562	134,562
当期末残高	83,040	3,092,001	1,789,505	4,964,546	9,479,330

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	74	74	9,613,818
当期変動額			
剰余金の配当			861,492
当期純利益			726,929
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	111	111	111
当期変動額合計	111	111	134,451
当期末残高	36	36	9,479,367

当事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				

当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,789,505	4,964,546	9,479,330
当期変動額					
剰余金の配当			690,584	690,584	690,584
当期純利益			934,008	934,008	934,008
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	243,424	243,424	243,424
当期末残高	83,040	3,092,001	2,032,929	5,207,971	9,722,754

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	36	36	9,479,367
当期変動額			
剰余金の配当			690,584
当期純利益			934,008
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	36	36	36
当期変動額合計	36	36	243,387
当期末残高	-	-	9,722,754

[注記事項]

(重要な会計方針)

- | |
|---|
| <p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p> |
| <p>2. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産
定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 6年～18年
器具備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> |

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
- (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項**消費税等の会計処理方法**

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
建物	27,155千円	33,110千円
器具備品	282,865千円	233,830千円

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,097千円	1,164千円

2 前事業年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

固定資産除却損の内容は、少額の為記載を省略しております。

当事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

固定資産除却損の内容は、主に建物付属設備6,108千円、システム関係3,084千円、什器備品1,362千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2016年6月30日 定時株主総会	普通株式	861,492,731円	45,613円00銭	2016年3月31日	2016年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	690,584,268円	36,564円00銭	2017年3月31日	2017年6月28日

当事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年6月28日 定時株主総会	普通株式	690,584,268円	36,564円00銭	2017年3月31日	2017年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	933,999,924円	49,452円00銭	2018年3月31日	2018年6月27日

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2017年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,899,403	8,899,403	-
(2) 未収委託者報酬	763,283	763,283	-
(3) 未収運用受託報酬	125,850	125,850	-
(4) 未収投資助言報酬	213,802	213,802	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	1,153	1,153	-
(6) 長期差入保証金	109,020	107,974	1,045
資産計	10,112,513	10,111,468	1,045
(1) 未払手数料	260,130	260,130	-
(2) その他未払金	206,013	206,013	-
負債計	466,143	466,143	-

当事業年度（2018年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,848,374	8,848,374	-
(2) 未収委託者報酬	1,195,215	1,195,215	-
(3) 未収運用受託報酬	121,276	121,276	-
(4) 未収投資助言報酬	241,655	241,655	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	-	-	-
(6) 長期差入保証金	181,690	181,208	481
資産計	10,588,211	10,587,730	481
(1) 未払手数料	411,569	411,569	-
(2) その他未払金	528,489	528,489	-
負債計	940,058	940,058	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2017年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,899,051	-	-	-
未収委託者報酬	763,283	-	-	-
未収運用受託報酬	125,850	-	-	-
未収投資助言報酬	213,802	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	115	-	-
長期差入保証金	-	-	109,020	-
合計	10,001,987	115	109,020	-

当事業年度 (2018年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,848,087	-	-	-
未収委託者報酬	1,195,215	-	-	-
未収運用受託報酬	121,276	-	-	-
未収投資助言報酬	241,655	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	-	-	181,690	-
合計	10,406,234	-	181,690	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2017年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,153	1,100	53
小計	1,153	1,100	53
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-
合計	1,153	1,100	53

当事業年度 (2018年3月31日)

該当事項はありません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他(投資信託)	1,198	98	-

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	13,563	千円
退職給付費用	43,073	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	78,188	"
前払年金費用の期末残高	48,679	"

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	552,011	千円
年金資産	600,963	"
	48,952	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	48,679	"
前払年金費用	48,679	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	48,679	"

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	43,073	千円
----------------	--------	----

当事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	48,679	千円
退職給付費用	43,818	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	60,503	"
前払年金費用の期末残高	65,364	"

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	618,696	千円
年金資産	684,333	"
	65,637	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	65,364	"

前払年金費用	65,364	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	65,364	〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	43,818	千円
----------------	--------	----

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2017年3月31日)		当事業年度 (2018年3月31日)	
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	32,894	千円	34,130	千円
未払事業税	17,533	〃	16,621	〃
資産除去債務	8,831	〃	17,909	〃
その他	11,698	〃	8,629	〃
繰延税金資産小計	70,959	〃	77,291	〃
評価性引当額	70,959	〃	19,484	〃
繰延税金資産合計	-	〃	57,806	〃
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	16	〃	-	〃
資産除去費用	6,033	〃	14,208	〃
前払年金費用	14,905	〃	20,014	〃
繰延税金負債合計	20,955	〃	34,222	〃
繰延税金負債の純額	20,955	〃	-	〃
繰延税金資産の純額	-	〃	23,583	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年3月31日)		当事業年度 (2018年3月31日)	
法定実効税率	-	%	30.86	%
(調整)				
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	〃	0.02	〃
評価性引当額の増減	-	〃	4.08	〃
雇用拡大促進税制の特別控除	-	〃	1.03	〃
住民税均等割	-	〃	0.18	〃
その他	-	〃	0.04	〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	%	25.99	%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時(15年)としており、割引率は1.314%を適用しております。またオフィス増床に伴う原状回復費用増加額は29,266千円であり、使用見込期間を既存資産の耐用年数満了時とし、割引率は0.027%を適用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
期首残高	28,469 千円	28,843 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- "	29,266 "
時の経過による調整額	374 "	380 "
期末残高	28,843 千円	58,490 千円

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	4,516,577	6,587	1,682,876	394,935	6,600,976

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	4,855,026	5,274	1,999,074	435,317	7,294,693

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	310,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	361,136	未収投資助言報酬	197,202

当事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	260,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	396,472	未収投資助言報酬	221,851
							支払手数料	351,238	未払手数料	114,770

取引条件ないし取引条件の決定方針等

投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

（注）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

なお、前事業年度の支払手数料については金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
1株当たり純資産額	501,899円03銭	514,785円55銭
1株当たり当期純利益金額	38,488円37銭	49,452円47銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	9,479,367	9,722,754
普通株式に係る純資産額（千円）	9,479,367	9,722,754
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
当期純利益（千円）	726,929	934,008

普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	726,929	934,008
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887	18,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名称 みずほ信託銀行株式会社

資本金の額 247,369百万円（2018年3月末現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称 明治安田生命保険相互会社

資本金の額 880,000百万円（2018年3月末現在の基金および基金償却積立金の合計）

事業の内容 日本において、保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

2【関係業務の概要】**(1) 受託会社**

ファンドの受託者として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託者は、信託事務の一部につき再信託受託会社に委託することがあります。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

販売会社である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株（持株比率92.86%）です。

(参考情報：再信託受託会社の概要)**1. 名称、資本金の額及び事業の内容** (2018年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
資産管理サービス信託銀行株式会社	50,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2. 関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3. 資本関係

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に、その使用開始日及び委託会社等の情報として、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額を掲載します。
- (3) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して、交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (8) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
 - 「投資信託説明書（目論見書）」
 - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (9) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2018年6月8日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 惠 嗣
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2018年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年1月5日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 蒲谷 剛史 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田DCトピックスプラスの平成28年11月17日から平成29年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田DCトピックスプラスの平成29年11月16日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2018年7月5日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田DCトピックスプラスの2017年11月17日から2018年5月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田DCトピックスプラスの2018年5月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2017年11月17日から2018年5月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。